

さいたま市特別職報酬等審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市特別職報酬等審議会条例(平成13年さいたま市条例第39号)の規定に基づき、さいたま市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とするものとする。ただし、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱(平成22年8月26日決裁)第4条第1項及び第2項の規定により、会議の全部又は一部を非公開とすることを会長が審議会に諮って決定したときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴に関する事項)

第4条 審議会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成)

第5条 審議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 審議会の議事録は、会長の承認を得て確定する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。